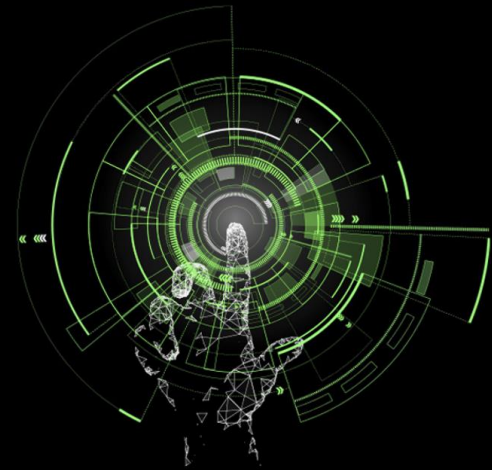


## ハイテク分野の投資インセンティブについてのアラート

### 直近の規則に基づいたハイテク技術応用プロジェクト及びハイテク企業の決定基準に関するアップデート

2021年5月



For reference only, not for distribution or sale

## 概要

### 新レギュレーション

- 科学技術省（MoST）より、2020年9月28日付でCircular No.04/2020/TT-BKHCHN（以下、Circular 04）が発行されましたが、2020年11月15日から有効となります。Circular04は、2011年11月15日付のハイテク技術応用プロジェクト（Hi-tech Application Project "HAP"）の決定基準に関するCircular No.32/2011/TT-BKHCHNを修正・補足するものです。
- 2021年3月16日、首相によりハイテク企業（Hi-tech Enterprise "HTE"）の決定基準に関するDecision No.10/2021/QĐ-TTg号が公布されました。本決定は2015年6月15日付の決定第19/2015/QĐ-TTg号に代わるものとして、2021年4月30日から有効となります。

今回のアラートでは、Deloitteベトナムとして以下の点をアップデート致します：

1. ハイテク技術応用プロジェクト（HAP）とハイテク企業（HTE）の決定基準のアップデート
2. 研究開発（R&D）費と研究開発員の基準の変更
3. Deloitteベトナムの見解
4. Deloitteベトナムで提供可能なサポート



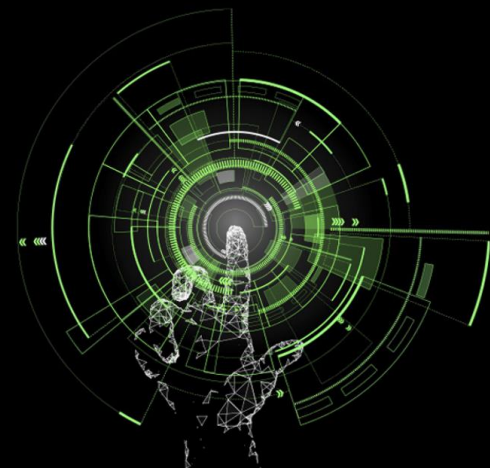
### Circular04及びDecision10の交付

- ハイテク分野への投資に関する従来の法令文書の適用は近年、一定の成果が認められています。
- それにもかかわらず、過去10年間にハイテク技術の認証を取得した企業やプロジェクトの数は限定的であり、その要因は以下のとおりです。
  - ハイテク証明書の申請に要する基準は非常に厳しく、認定を受けた企業数は限られていました。例えば、R&D費用やR&Dに携わる従業員に関する基準は、多くの企業にとって重要な課題になっていました。
  - 特に、資本と労働力の規模が非常に大きいFDI企業にとって、従来のR&Dの基準を満たすことは大変困難でした。
  - 加えて、これまでの規定では、認証手続きの実施や申請フォームの利用手続自体に多くの欠点がありました。
- その結果、ハイテク分野への投資条件を改善し、認証に関する障害を撤廃、同時に大企業を誘致してベトナムのハイテク産業への投資を強化するために、Circular 04とDecision 10が正式に発行されることとなりました。

## ハイテク分野の投資インセンティブについてのアラート

直近の規則に基づいたハイテク技術応用プロジェクト及びハイテク企業の決定基準に関するアップデート

2021年5月



For reference only, not for distribution or sale

## 1. ハイテク技術応用プロジェクトとハイテク企業の決定基準

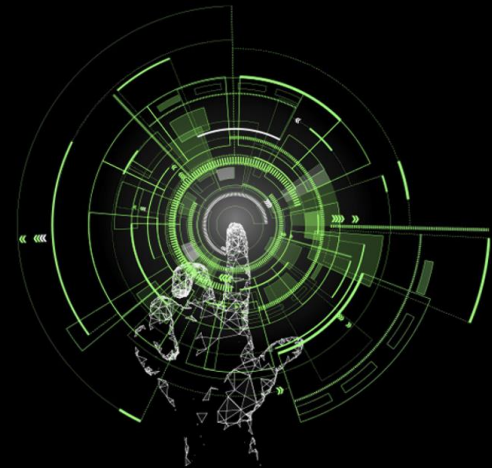
ハイテク認証および法人所得税（CIT）の優遇措置を適用されるためのハイテク技術応用プロジェクトおよびハイテク企業に関する決定基準は以下の表の通りです。

投資タイプ	ハイテク技術応用プロジェクト	ハイテク企業
優遇措置適用の根拠	プロジェクトの活動内容が科学技術省に認定されていること	科学技術省より、ハイテク企業としての認定を受けていること
主要な決定基準		
法的文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>Circular No. 32/2011/TT-BKH&amp;CN</li> <li>Circular No. 04/2020/TT-BKH&amp;CN</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Article 75, Law on Investment No. 67/2014/QH13 and Clause 3, Article 76, Law on Investment No. 61/2020/QH14</li> <li>Decision No.10/2021/QĐ-TTg</li> </ul>
(1) 製品・技術に関する基準	申請する技術は、Decision No.38/2020/QĐ-TTgのリストに掲載されており、また定性的要因 <sup>1</sup> のいずれかに該当していること	Decision No.38/2020/QĐ-TTgのリストに記載されたハイテク製品を製造していること
(2) ハイテク製品の収益率に関する基準	規定なし	企業の年間純売上の70%以上に達していること
(3) 従業員総数に占める研究開発員の比率に関する基準 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が6兆ドン以上、かつ従業員総数が3,000人以上の場合：1%以上</li> <li>上記に該当せず、資本金1,000億ドン以上かつ従業員総数が200人以上の場合：2.5%以上</li> <li>上記の2つに該当しない場合：5%以上</li> </ul>	
(4) 付加価値に対する研究開発費の割合に関する基準 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が6兆ドン以上、かつ従業員総数が3,000人以上の場合：0.5%以上</li> <li>上記に該当せず、資本金1,000億ドン以上かつ従業員総数が200人以上の場合：1%以上</li> <li>上記に2つに該当しない場合：2%以上</li> </ul>	
(5) 品質マネジメントシステムに関する基準	TCVN ISO 9001、HACCP、CMM、GMPなどの国内基準または同等の基準をいずれかの1つを取得していること（プロジェクトの状況に応じて国内または国際基準が認められる）	具体的な規定なし
(6) 環境・エネルギーに関する基準	ベトナムまたは国際的な基準や技術規則に準拠した、生産および製品品質管理における環境に配慮した省エネルギー対策の適用がなされていること	

## ハイテク分野の投資インセンティブについてのアップデート

### 直近の規則に基づいたハイテク技術応用プロジェクト及びハイテク企業の決定基準に関するアップデート

2021年5月



For reference only, not for distribution or sale

## 2. 研究開発費と研究開発員に関する基準の変更

### ・ 旧基準における制限：

- ベトナムでハイテク製品の製造やハイテク技術応用を行っている企業の多くは、世界的なネットワークを持つグローバル企業の子会社であり、このような企業は製造活動とは別に、異なる市場に対応する機能を有する研究開発センターを設立することが一般的です。そのため、ベトナムで行う研究開発活動があったとしても、小規模な研究プロジェクトや、特定の製品の機能・性能を向上させるためのものに限られているのが通常です。
- ある調査によると、巨大企業の場合、年間売上高が数十兆ドンから数百兆ドンであることが多く、売上高の成長率が年間10～20%程度であることから、旧基準で定められた研究開発費の比率は適切ではなく、研究開発費の比率を総純売上高の0.5%～1%にすることは非常に困難であるという結果が出ています。
- また、このような企業にとって研究開発員の比率に関する基準（総従業員数の2.5%）を達することもかなり困難な場合が多いです。特に実務では製造部で働く従業員も応用技術の向上や製品品質の改善のために研究開発活動に関与していますが、このような従業員は必ずしも学士号以上の学位を持っているとは限りません。

### ・ Circular04及びCircular10における変更点

- **企業の分類:** MoSTは、中小企業支援法、投資法、法人所得税法の規定を参考に、企業を規模に応じて3つに分類し、それに対応する研究開発基準を次の表のとおり提案しました。

規模	資本	従業員総数	研究開発費の比率	研究開発員の比率
巨大企業	6兆ドン以上	3,000人以上	0.5%	1%
大企業	1,000億ドン以上	200人以上	1%	2.5%
中小企業	上記以外		2%	5%

- **研究開発費比率の算出方法:** すべての規模の企業に一律に適用となり総収入額から投入された価値の総額を差引く方法に変更になりました。

$$\text{研究開発費比率} = \frac{\text{研究開発費総額}}{\text{純収入} - \text{国内外より購入した原材料及び部品の価値}}$$

なお、研究開発費総額<sup>1</sup>にはインフラ投資や固定資産の減価償却費、研究開発活動にかかる定期的な費用、研修費、技術や知的財産の移転にかかるロイヤリティやライセンス料などが含まれます。

- **研究開発員の比率:** 研究開発活動に直接従事する大卒以上の資格を有する従業員の数によって算出されます。研究開発社員とは、1年以上の有期または無期の労働契約を締結している者で、そのうち大卒者の数は全社員の30%を超えてはならないとされています。

<sup>1</sup>Circular04/2020/TT-KH&CN号の第1条、第1d項及びCircular1010/2021/QD-TTg.号の第3条、第2項で細則されています。

## ハイテク分野の投資インセンティブについてのアラート

直近の規則に基づいたハイテク技術応用プロジェクト及びハイテク企業の決定基準に関するアップデート

2021年5月

### 3. Deloitteベトナムの見解

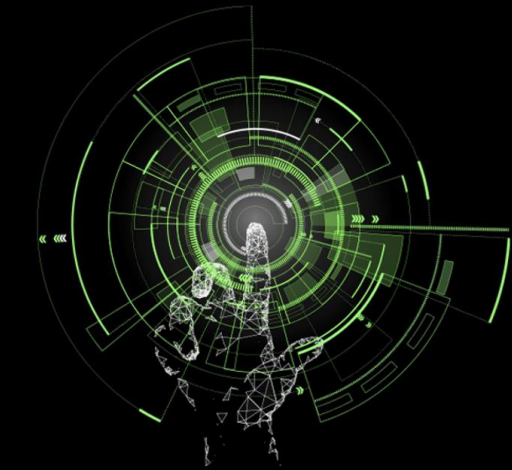
- 私共の考察によると、生産にハイテク技術を適用している企業の大半は、それほど多くの従業員を抱えていないことが多い（3000人以下の場合が多い）為、Circular 04 と Decision 10 に規定されている基準は、企業にとってはチャンスであると同時に、課題となり得る可能性があります。



- ハイテク認定済企業の場合:**効力の発生する日から（Circular4で定められたハイテク技術応用プロジェクトの場合は2020年11月15日から、またDecision10で定められたハイテク企業の場合は2021年4月30日から）ハイテク企業に対する新たな基準を適用し、MoSTに年次事業実績を報告することとともに、税制優遇措置の享受要件を満たしているかどうかの年次評価をしなければなりません。
- そのため、これらのハイテク認定済企業には以下のような質問が行われる事が予想されます。
  - 研究開発活動の現在の予算と労働力は新たな基準を満たしているかどうか？
  - 収益成長の継続または労働力削減につながる技術革新が求められる中で、どうやって毎年研究開発活動に関する基準を満たし続けることができるのか？
  - ハイテク企業証明書が5年で失効した場合、再発行の申請書類はどのように作成するのか？

- ベトナムのハイテク分野への投資をご検討されている企業または、ベトナムのハイテク分野への投資やインセンティブ政策を検討している企業の皆様:**デロイトベトナムは以下のように推奨いたします。
  - Decision No.38/2020/QD-TTg号（以前のアラートで紹介済）に基づき、貴社の技術と製品を評価すること。
  - 企業規模の分類、研究開発費及び研究開発人員の比率の基準決定、MoSTからの証明書取得の条件を満たしているかどうかの自己評価を行う事。
  - 優遇措置適用期間中に規定の基準を確実に満たすように、研究開発活動のための戦略的計画を策定し十分な予算を準備する事。

Deloitteベトナムはハイテクインセンティブの享受につきまして、アドバイスの提供、解決策の搜索、適合な計画の策定などの観点からサポート致します。（弊社のサービス内容を次のページでご紹介致します）



## ハイテク分野の投資インセンティブについてのアラート

直近の規則に基づいたハイテク技術応用プロジェクト及びハイテク企業の決定基準に関するアップデート

2021年5月

### 4. Deloitteベトナムが提供するサポートのご紹介

Deloitteベトナムは、このアラートがハイテク分野への投資を促進するためのベトナム政府の政策メカニズムの全体像を示していると考えています。特にハイテク分野でのインセンティブは、皆様のビジネスにとって大きな税務上の課題と思われる。

また、様々な実践的プロジェクトから得た経験に基づき、ハイテクインセンティブに関連して、グローバル投資・イノベーションインセンティブ（GI3）グループが提供するサポートサービスをご紹介します。



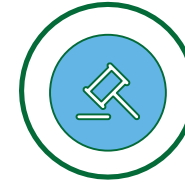
#### 戦略アドバイザー 及び、プランニング

- 投資インセンティブ適用の可能性の評価・特定
- インセンティブ享受による潜在的なメリットの算出
- リスク評価及び戦略プランニング



#### 証明書申請

- 申請書の作成支援及びレビュー
- 管轄当局との折衝及び説明
- 証明書取得のサポート



#### メンテナンス及び レポートニング

- インセンティブ維持のための知識向上トレーニング
- レポートニングコンプライアンスサービス
- インセンティブ適用後の法人所得税（CIT）の計算レビュー



#### 当局の検査及び監査

- 証明書取得後の、管轄当局による監査時の当局との折衝のサポート
- 税務調査時の税務当局との折衝のサポート



## Contact us



**Phan Vu Hoang**  
Tax Partner  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Takaishi Gen**  
Director, Japanese Services Group  
+84 28 710 14342  
gtakaishi@deloitte.com



**Junichi Harada**  
Director, Japanese Services Group  
+84 24 7105 0118  
junharada@deloitte.com



**Takada Koki**  
Manager, Japanese Services Group  
+84 28 710 14587  
ktakada@deloitte.com



**Ito Takahiro**  
Manager, Japanese Services Group  
+84 24 71050 249  
takahito@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da District,  
Hanoi, Vietnam.  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square Building,  
57-69F Dong Khoi Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam.  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750

# Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited